

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。この届出書類は、この公告の日から4月間静岡県経済産業部商工業局地域産業課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から4月以内に静岡県経済産業部商工業局地域産業課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

令和8年7月31日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

エブリィビッグデー清水町堂庭店 駿東郡清水町堂庭字前田207－1ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ビッグ富士 浜松市中央区天王町611－2 代表取締役 村上征也

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐輪場の位置及び収容台数（位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり）

項 目	変更前	変更後
駐輪場①	7 台	2 台
駐輪場②	13 台	18 台
合計	20 台	20 台

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項（位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり）

項 目	変更前	変更後
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	2 箇所	3 箇所

4 変更年月日

3 (1) 令和9年3月15日

3 (2) 令和8年8月1日

5 届出年月日

令和8年7月14日